

岐阜市福障号外
平成28年7月28日

各指定障害者支援施設等運営法人代表者様

岐阜市福祉部障がい福祉課長

障害者支援施設等における防犯対策の徹底に係る補足について

平素から、岐阜市の障がい福祉施策の推進についてご尽力賜り厚く御礼申し上げます。
標記の件につきまして、平成28年7月26日付け岐阜市福障号外で通知したところですが、
下記のとおり問い合わせがありましたので回答を送付します。
今後の対応の参考にしてください。

記

【問い合わせ】

「3 不審者への対応について」に『発見した場合の体制と対応を再確認すること』とあるが、具体的な対応例を教えてください。

【回答】

岐阜市立の施設では、

- ① 事務室及び支援員室に**さすまた**を設置する。(1年に1回警察による講習会を行う。)
- ② 敷地内限定で、夜勤者が**催涙スプレー**(防犯スプレー)を携帯する。
- ③ 人命に関わるなど特殊な場合には、**非常ベル**(自動火災報知設備)を押し、非常事態を外部に知らせる。

以上のことを検討しています。

【担当】

岐阜市障がい福祉課

指導係 村山、河合

TEL : 058-214-2136 (直通)

Email : fj-shougai@city.gifu.gifu.jp